



化学物質管理強調月間の実施要綱等について (月間中に確認して頂きたいこと)

スローガン：慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

東京労働局 労働基準部
健康課 瀬田 稔

<平成30年の労働者死傷病報告のうち、事故の型が「有害物等との接触」であり、その起因物が「化学物質」であるものを、原因物質別、障害内容別に集計したものと>

	件数	割合	障害内容別の件数		
			吸入・経口による 中毒、障害	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質 (特別則)	77	18.5%	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特定化学物質	47	11.3%	19	12	24
有機溶剤	28	6.7%	17	6	10
鉛	2	0.5%	2	0	0
四アルキル鉛	0	0%	0	0	0
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114	27.4%	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63	15.1%	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162	38.9%	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416		68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

ここに掲載されているのは休業4日以上災害であり不休～休業3日の災害は含まれていない。

眼障害＋皮膚障害で全体の85%を占める。特別則以外のものでの発生が8割を超える。

化学物質政省令改正の背景

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。 ⇒ リスクアセスメント対象物の拡大

政省令改正前・・・

- ・有機溶剤・特定化学物質等について個別物質について具体的規制。
- ・リスクアセスメント対象物(674物質)についてはリスク低減措置について努力義務で規定。(法57条の3)

政省令改正後・・・リスク低減措置を義務とした。

国がばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行する。・・・「自律的な管理」



「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書
(平成3年7月19日)

用語が色々出てきますので、ここで整理します。

・ **リスクアセスメント**対象物 ・ **ラベル**表示

・ **SDS**交付等による通知（通知対象物 ・ SDS対象物）



全部同じです

・ **リスクアセスメント** (化学物質) . . . 化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度(危なさの度合い)を見積もり、リスクの低減対策を検討すること。

・ **ラベル表示** . . . 容器に貼ったラベルによって、化学物質の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達します。

・ **SDS** . . . 安全データシートのこと、譲渡提供時に製品と共に提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法を伝達します。

・ **リスク** . . . 負傷や疾病の「発生確率」と「ひどさ」の度合いを組み合わせたもの(「危なさの度合い」)。

・ **リスク低減措置** . . . リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険または健康障害を防止するための措置。

・ **特別則** ・ **特別規則**(特化則等) . . . 特化則、有機則、鉛則、粉じん則の総称

リスクアセスメント対象物の段階的な追加について

最終的に国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分された全ての化学物質をリスクアセスメント対象物としている。

R6.3.31まで	R4.2.24改正 (R6.4.1 施行)	R5.8.30改正 (政令) R5.9.29改正 (省令) (R7.4.1 施行)	R5.8.30改正 (政令) R5.9.29改正 (省令) (R8.4.1 施行)	R7.2.19改正 (政令) R7.2.19改正 (省令) (R9年.4.1 施行)
674物質	+234物質	+約640物質(法令名称) (CASベースで約700物質)	+約780物質 (法令名称) (CASベースで約850物質)	+約150物質



急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかが区分1のもの

左記以外の健康有害性区分で区分1のもの

健康有害性のカテゴリで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類されたもの

R6年3月末までのGHS分類を踏まえて追加

R3年3月末までのGHS分類を踏まえて追加

物質リスト：労働安全衛生総合研究所HP ケミサポ参照

絵表示について



GHS絵表示・・・危険性・有害性の種類・区分のうちいずれかに該当するものについて
9種類の絵表示で注意喚起している。

絵表示データ

危険性・有害性の種類・・・健康有害性10種類、物理化学的危険性17種類、環境有害性2種類
区分・・・危険性・有害性の種類により様々（例として急性毒性は区分1から区分4までである）

分野	化学物質政省令改正主要項目	関係条文
化学物質管理体系の見直し	①ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質拡大	安衛令別表第9
	②リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務（ばく露の程度の低減等）	安衛則577条の2
	③皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	安衛則594条の2・3
	④衛生委員会の付議事項（自律的管理の実施状況の調査審議）	安衛則22条
	⑤がん等の把握強化（1年以内に2人以上同種がん罹患時の措置）	安衛則97条の2
	⑥リスクアセスメント結果等の記録	安衛則34条の2の8
	⑦労働災害発生事業場等への指示	安衛則34条の2の10
	⑧リスクアセスメント対象物健康診断・濃度基準値超え時の健康診断	安衛則577条の2
確立実施体制の	⑨化学物質管理者の選任	安衛則12条の5
	⑩保護具着用管理責任者の選任	安衛則12条の6
	⑪雇い入れ時教育（取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育）	安衛則35条
情報伝達の強化	⑫SDS通知方法の柔軟化（HPや2次元コードの活用）	安衛則34条の2の5
	⑬「人体に及ぼす作用」の確認・更新（5年以内ごとに変更要否確認他）	安衛則34条の2の5
	⑭SDS通知事項の追加等（用途・使用上の注意・重量%表示ほか）	安衛則34条の2の4他
	⑮別容器等での保管時の措置（ラベル表示や文書交付により伝達）	安衛則33条の2
その他	⑯管理水準良好事業場の特別規則適用除外（局長の認定による）	特化則・有機則 鉛則・粉じん則
	⑰作業環境測定結果が第三管理区分事業場の措置強化	
	⑱特殊健康診断の実施頻度の緩和（作業環境測定等の結果による）	特化則・有機則・鉛則 四アルキル則

化学物質管理で押さえておきたいポイント

1 リスクアセスメント対象物を使用(製造・取り扱い)しているのか？

2 化学物質管理者を選任しているか？ (則12条の5)

3 化学物質のリスクアセスメントを実施しているか？ (法57条の3)

4 リスクアセスメント結果に基づき、ばく露低減措置を講じているか？
(則577条の2) 1項

5 リスクアセスメントの結果、保護具によりリスク低減を図ることとしている場合
保護具着用管理責任者を選任しているか？ (則12条の6)

6 濃度基準値が定められている物質を使用しているか？

濃度基準値以下とする
(則577条の2 2項)

7 がん原性物質を使用しているか？

健診個人票・ばく露状況記録 30年保存
(則577条の2 5項・11項)

8 皮膚等障害化学物質を使用しているか？

保護具を使用させる
(則594条の2)

化学物質管理強調月間の創設

令和4年に化学物質関係の政省令が改正され、職場の化学物質規制が大きく変わっています。この改正は段階的に施行され令和6年までにほぼ全ての項目で施行されました。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、今回の改正点を含めて、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としています。期間は2月1日から2月28日までとなります。

本年度のスローガン： 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

化学物質管理強調月間実施要綱

- ① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う
 - (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
 - (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び化学物質の安全データシート（以下「SDS」という）等による危険有害性等の確認
 - (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
 - (I) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ③ スローガン等の掲示
- ④ 危険物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う

(ア)化学物質管理者の選任状況の確認

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能、事業場内の労働者から選任することが原則

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

(3) 職務（安全衛生規則第12条の5に規定）

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施とばく露防止措置の管理、自律的な管理に関わる各種記録作成保存と労働者への周知教育ほか（譲渡提供事業場はSDS交付、労働者への周知教育）

(4) 資格要件

リスクアセスメント対象物の製造事業場	・ 専門的講習※1の修了者 ・ 同等以上の能力を有する者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (準ずる講習※2の受講を推奨)

	科目	時間
学科教育	化学物質災害の発生の原因	30分
	化学物質の危険有害性	2時間半
	関係法令	1時間
	化学物質の危険性または有害性の調査	3時間
実習	化学物質の危険性または有害性の調査の結果に基づく措置	2時間
	化学物質の危険性または有害性の調査とその結果に基づく措置	3時間

労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）
化学物質管理専門家の要件該当者

※1 専門的講習：令和4年9月7日 化学物質管理者講習告示・・学科9時間 実技3時間

※2 化学物質管理者講習に準ずる講習：令和4年9月7日基発0907第1号 令和5年7月14日基発0714第8号 学科6時間

(1) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び化学物質の安全データシート（SDS）等による危険有害性等の確認

(1) 現場で化学物質を使用しているのか？

いつ・どこで・だれが・何を・どのくらい

⇒ 一覧表にして管理すると良い

作業場所では毎日状況を確認する必要がある。

床清掃のため、洗浄剤を200ml使用 など

(2) 「どこで」・「何を」・「どのくらい」が重要

「どこで」・・・狭い空間で使用する場合や換気が不十分な場合 要注意

「何を」・・・リスクアセスメント対象物かどうか？

「どのくらい」・・・使用量 リスクアセスメントに関連

(3) リスクアセスメント対象物に該当するか確認する手段として

ラベル表示・SDS・インターネット検索（[ナイトクリップ等](#)）を活用

GHSに基づくラベル・SDS

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）（国連勧告）に基づく分類、JIS Z7252, 7253及び事業者向けGHS分類ガイダンス等に依ります。

ラベルの表示



(製品の特定名) △△△製品 ○○○○ (絵表示)



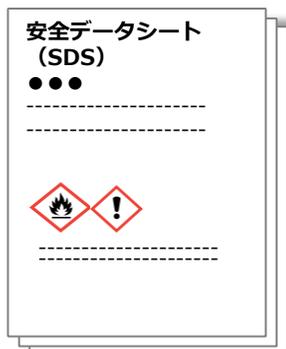
(危険有害性情報)

・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒 …

(注意書き) ・火気厳禁 ・防毒マスクを使用する ……

SDS（安全データシート）

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達



- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報 | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約（GHS分類） | 10 安定性および反応性 |
| 3 組成および成分情報 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱いおよび保管上の注意 | 15 適用法令 |
| 8 ばく露防止および保護措置 | 16 その他の情報 |

化学物質情報の検索サイト等について

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 HPにNITE-CHRIPというサイトがあります。ワンストップで化学物質管理ができるデータベースであり、化学物質に関する国内外の法規制情報、有害性情報等を検索できます。CAS番号、名称、分子式のどれかで検索が可能です。

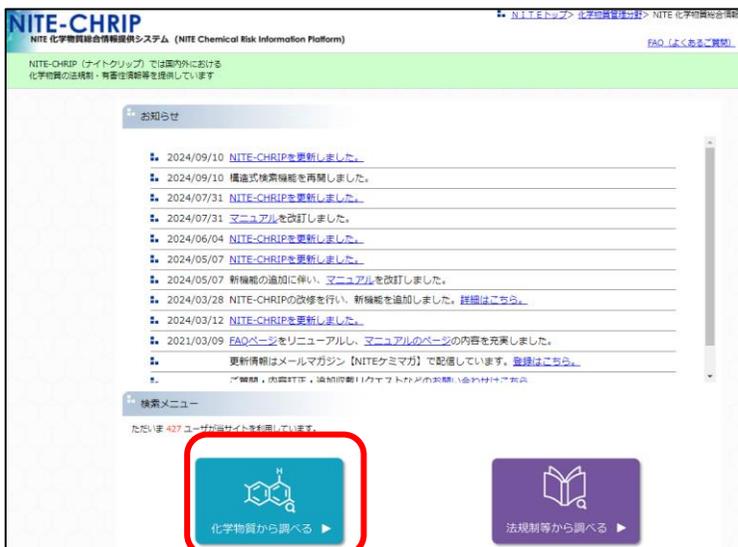
https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/srhInput

Yahoo!・Google等の検索サイトを使用する場合

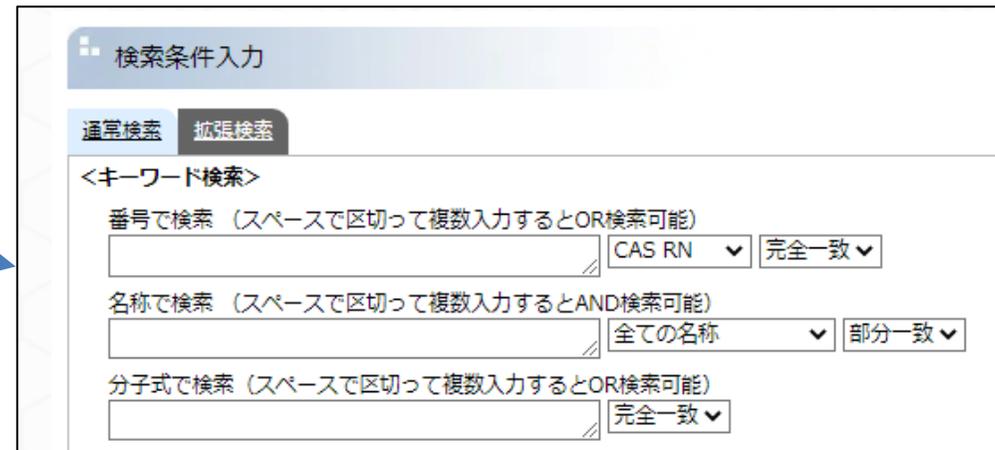
NITE-CHRIP



ナイトクリップ検索 検索



化学物質から調べる



(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施 リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
- b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
- d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会等での調査審議
- e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
- f ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者への教育の実施
- g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
- h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
- i 危険有害性が判明していない化学物質を容易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施
- k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理に徹底
- l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

リスクアセスメント対象物へのばく露の程度の低減等

労働安全衛生規則第577条の2 1項

(ばく露の程度の低減等)

第577条の2 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果**等**※に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を**最小限度**にしなければならない。

※過去にリスクアセスメントを実施していれば、その結果に基づき、ばく露低減措置を講じてください。
過去に実施していなければ、それ以外の情報に基づきばく露低減措置を実施。
(結果等の「**等**」にはクリエイト・シンプルな結果などを含みます。)

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

(改正省令施行通達 R4.5.31 基発0531第9号)

本規定における「リスクアセスメント」とは、法第57条の3第1項の規定により行われるリスクアセスメントをいうものであり、安衛則第34条の2の7第1項に定める時期において、**化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針**

(平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号)

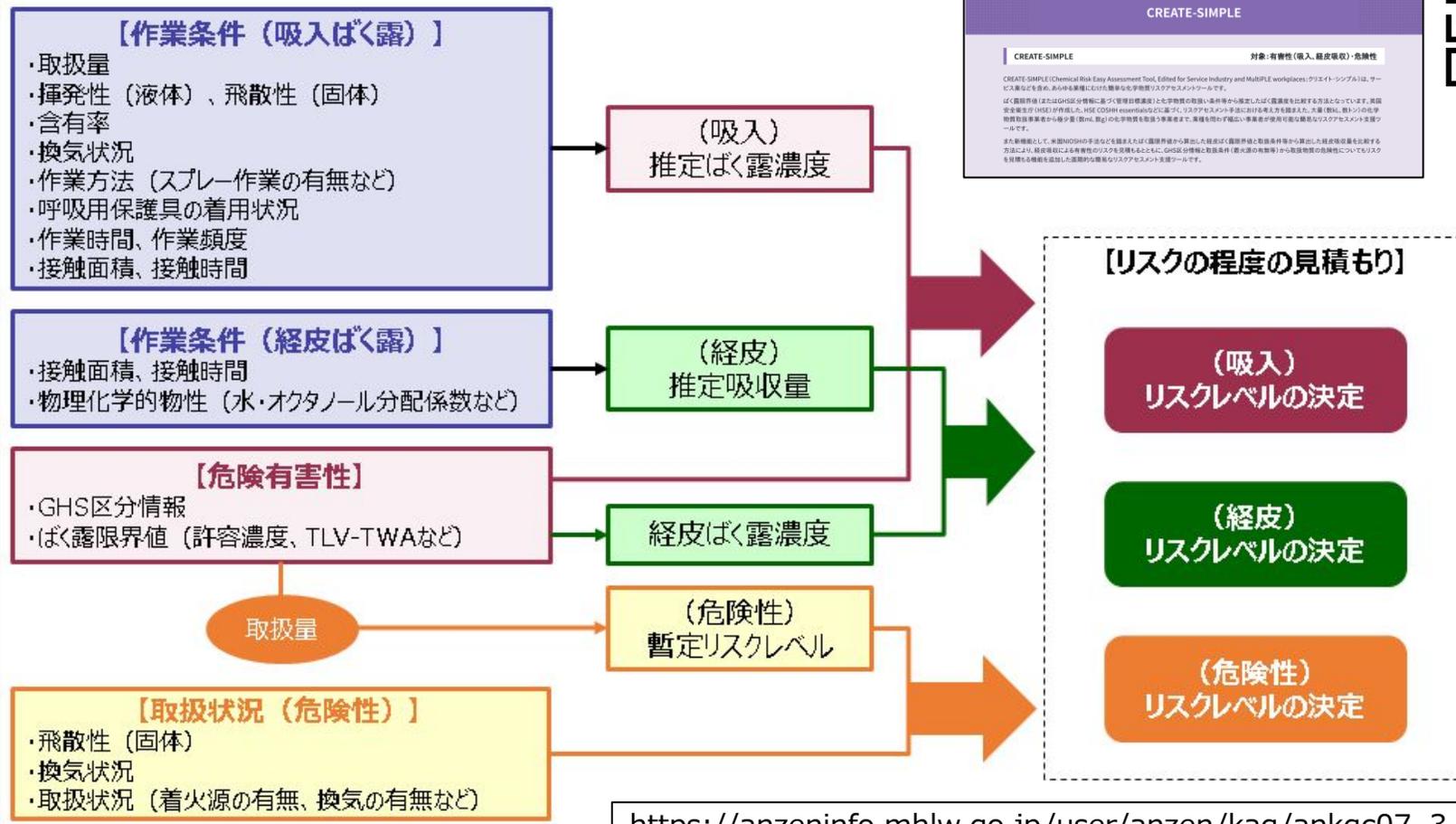
(改正 令和5年4月27日 危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号) に従って実施すること。
ただし、事業者は、化学物質のばく露を最低限に抑制する必要があることから、同項のリスクアセスメント実施時期に該当しない場合であっても、ばく露状況に変化がないことを確認するため、過去の化学物質の測定結果に応じた適当な頻度で、測定等を実施することが望ましいこと。

クリエイトシンプル(CREATE-SIMPLE)について

《クリエイトシンプルとは》

あらゆる業種にむけた簡単な化学物質リスクアセスメントツールです。(エクセルシート)
作業条件、危険有害性、取り扱い状況からリスク程度の見積もりを判断する、画期的かつ簡易なリスクアセスメント支援ツールです。厚生労働省HP「職場のあんぜんサイト」から無償で入手出来ます。

基本情報、取扱い物質の入力の他、以下の作業内容に関する質問を入力するだけでリスク判定がされます。



化学物質リスク低減措置の内容

労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特別則に規定がある場合は、その措置を講ずる必要がある。
優先順位 1 (代替物)

- ・ **危険性または有害性のより低い物質への代替**
例 濃度基準値やばく露限界がより高い物質
GHSまたはJISZ7252(GHSに基づく化学品の分類方法)に基づく危険性または有害性の区分がより低い物質に代替 (※危険有害性が不明な物質を、危険性または有害性が低いものとして扱うことは不可)
- ・ **化学反応のプロセス等の運転条件の変更**
例 温度や圧力などの運転条件を変えて発散量を減らす
- ・ **取り扱う化学物質等の形状の変更等またはこれらの併用によるリスクの低減**
例 化学物質などの形状を、粉から粒に変更して取り扱う

優先順位 2 (密閉化)

- ・ **リスクアセスメント対象物に係る機械設備等の防爆構造化、安全装置の二重化等の工学的対策**
- ・ **リスクアセスメント対象物に係る機械設備等の密閉化、局所排気装置の設置等の衛生工学的対策**
(リスクアセスメント対象物の有害性による)

優先順位 3 (作業手順)

- ・ **作業手順の改善、立入禁止等の管理的対策**
作業手順の改善、立入禁止措置のほか、作業時間の短縮、マニュアルの整備、ばく露管理、警報の運用、複数人数制の採用
- ・ **教育訓練、健康管理等作業者等を管理する対策**

優先順位 4 (最終手段として保護具)

- ・ **リスクアセスメント対象物の有害性に応じた有効な保護具の選択、使用**
対象物および性能を確認した上で有効と判断される場合に使用する
保護具の選定に当たっては、必要に応じてその対象物および性能を製造者に確認する
有効な保護具が存在しない、入手できない場合は、優先順位 1 から 3 の措置により十分にリスクを低減させるように検討する

ラベルから何かわかるのか？・・・ラベルでアクション

ラベルでアクション

運動実施中

化学物質を取り扱う事業主様へ



GHSラベルから危険性・有害性を知り、化学品から身を守ろう！



製品が来る



ラベルを見る



今すぐ安全対策

ラベルを確認して行動することで、事故を防ぐことができます。



事業者は、リスクアセスメントを行いましょう。



GHS対応ラベルの記載項目

○○○○○○○○
成分：○○○,××,△△

NET Wt. 15kg

危険

- ・引火性液体および蒸気
- ・皮膚刺激
- ・飲み込むと有害
- ・重篤な眼の損傷
- ・中枢神経系、腎臓の障害のおそれ

注意書き
【安全対策】

- ・熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・容器を接地しアースを取ること。
- ・防爆型の電気、換気、照明機器を使用すること。
- ・火花を発生させない工具を使用すること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用する時に飲食または喫煙をしないこと。

【応急措置】

- ・皮膚（または髪）に付着した場合、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を多量の水で洗うこと。
- ・皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。
- ・火災の場合、消火するために○○○を使用すること。
- ・飲みこんだ場合、気分が悪い時は医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
- ・ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

- ・施錠して保管すること。
- ・涼しく換気の良い場所で保管すること。

【廃棄】

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に委託する。

製品特定名

製品の名称や物質の化学品特定名が記載されています。

①注意喚起語

危険性・有害性の程度を知らせる語句で、「危険」と「警告」の2種類あり、より重大な方が「危険」になります。

②絵表示

危険性・有害性を絵で表しています。黒いシンボルを赤い枠で囲んでいます。

③危険性・有害性情報

製品の全ての危険性・有害性が記載されています。

注意書き

危険性・有害性から身を守るための情報が記載されています。

供給者の特定

化学品の製造業者又は供給者の名前、住所及び電話番号が記載されています。

日本GHS株式会社

東京都千代田区豊ヶ関1-2-3 電話：03-0000-0000

厚生労働省 **ラベル絵表示確認カード**

絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
 (爆弾の爆発)	爆発物:大量爆発危険性 爆発物:火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ	禁煙。高温、スパーク、火種を近づけないこと。 火災の場合は、避難すること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。
 (炎)	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性ガスを発生	禁煙。高温、スパーク、火種を近づけないこと。 換気の良い場所で保管すること。
 (円上の炎)	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ	禁煙。 燃えるものから遠ざけること。 隔離して保管すること。
 (ガスボンベ)	高圧ガス:熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガス:凍傷又は 傷害のおそれ	日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。

健康有害性	 (腐食性)	金属腐食のおそれ	他の容器に移し替えないこと。
	 (どくる)	重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	皮膚、眼に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
	 (健康有害性)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると生命に危険あるいは有毒	吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気のよいところでのみ使用すること。 マスク、保護衣、保護手袋を着用すること。 施設して保管すること。
	 (健康有害性)	遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 吸入するとアレルギー、喘息、呼吸困難を起こすおそれ 臓器の障害 飲み込んで気道に侵入(誤えん)すると生命に危険のおそれ	皮膚に付けないこと。 吸入しないこと。 マスク、保護手袋、保護衣を着用すること。 換気すること。 身体に異常が見られる、ばく露の懸念がある場合、医師の診察を受けること。

	絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
健康有害性	 (感嘆符)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると有害 強い眼刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 呼吸器への刺激又は眠気やめまいのおそれ	吸入を避けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 保護具を着用すること。
	 (環境)	水生生物に非常に強い毒性	環境への放出を避けること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。
環境有害性		オゾン層を破壊し、健康及び環境に有害	回収またはリサイクルに関する情報について製造者または供給者に問い合わせること。



ラベル絵表示確認カード

ラベルでアクション!

皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させなければならない。

従来：事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物等適切な保護具を備え付けなければならない。(則594条)

① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（則594条の2）▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物等適切な保護具を使用させる(義務)

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）（則594条の3）

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物等適切な保護具を使用させるよう努める(努力義務)

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか(①)	努力義務	
ないことが明らかでない(②)	努力義務	
ないことが明らか	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

皮膚等障害化学物質一覧



保護具着用管理責任者の選任の義務化

(保護具着用管理責任者の選任等)

第十二条の六 化学物質管理者を選任した事業者は、**リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは**、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

- 一 保護具の適正な選択に関すること。
- 二 労働者の保護具の適正な使用に関すること。
- 三 保護具の保守管理に関すること。

2 前項の規定による保護具着用管理責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 保護具着用管理責任者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
- 二 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任すること。

3 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者に対し、第一項に掲げる業務をなし得る権限を与えなければならない。

4 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者 (基本通達に記載)

- ① 化学物質管理専門家 ② 作業環境管理専門家 ③ 労働衛生コンサルタント
- ④ 第1種衛生管理者又衛生工学衛生管理者 ⑤ 衛生関係 (有機溶剤・鉛・特定化学物質及び四アルキル鉛・アーク溶接等) の作業主任者 ⑥ 安全衛生推進者 ⑦ 「保護具着用管理責任者教育」受講者

保護具について

リスクアセスメント対象物の有害性に応じて有効な保護具の選択、使用をする必要があります。

参考通達等

- ①防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について
- ②皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル

①

基発 0525 第 3 号
令和 5 年 5 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について

標記について、これまで防じんマスク、防毒マスク等の呼吸用保護具を使用する労働者の健康障害を防止するため、「防じんマスクの選択、使用等について」（平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207006 号。以下「防じんマスク通達」という。）及び「防毒マスクの選択、使用等について」（平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207007 号。以下「防毒マスク通達」という。）により、その適切な選択、使用、保守管理等に当たって留意すべき事項を示してきたところである。

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号。以下「改正省令」という。）等により、新たな化学物質管理が導入されたことに伴い、呼吸用保護具の選択、使用等に当たっての留意事項を下記のとおり定めたので、関係事業場に対して周知を図るとともに、事業場の指導に当たって留意なきを期されたい。

なお、防じんマスク通達及び防毒マスク通達は、本通達をもって廃止する。

記

第 1 条 留意事項

1 趣旨等

改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 577 条の 2 第 1 項において、事業者に対し、リスクアセスメントの結果等に基づき、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられた。さらに、同条第 2 項において、厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準」とが事業者に義務付けられた。

②

皮膚障害等防止用保護具の
選定マニュアル

第 2 版
2025 年 3 月

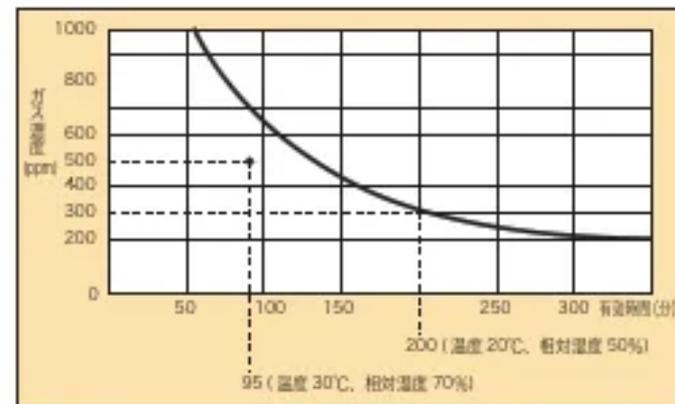
DECELSHONARC
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



留意事項

①吸収缶の有効時間は環境中のガス濃度によって大きく左右されます。このガス濃度と有効時間の関係をグラフで表したものが「破過曲線」です。

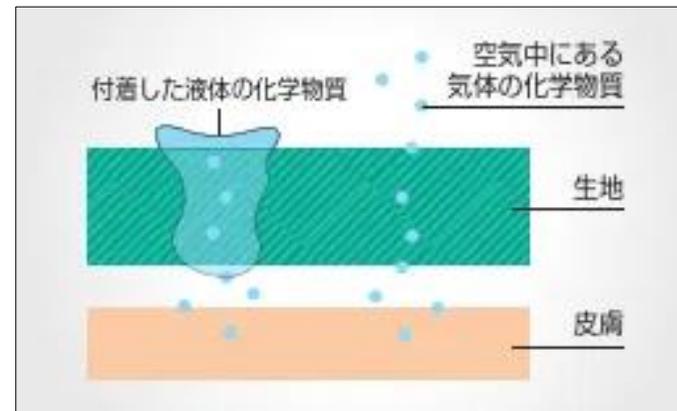
(興研(株)防毒マスクカタログより抜粋)



KGC-1 型 M 有機ガス用の破過曲線図

②化学防護手袋は化学物質の種類や使用時間に応じた耐透過性能を有し、作業性の良いものを選択する。

((株)重松製作所防護手袋カタログより抜粋)



(I)特定化学物質障害予防規則等の特別規制、石綿障害予防規則の遵守の徹底

SDSに対象となる規則が記載されている。

特定化学物質障害予防規則・有機溶剤中毒予防規則・鉛中毒予防規則

四アルキル鉛中毒予防規則・石綿障害予防規則

の対象物質であれば、適用となる規則について遵守する必要がある

- ② 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ③ スローガン等の掲示
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した
実地訓練等の実施
- ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲
示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

②関連 化学物質の自律的な管理に関する点検事項

下記1から順番に、解説やリンク先の情報等を参照に事業場の状況を確認しましょう。

1 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であることを把握していますか。

【解説】

化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物は2次元コード①からリストをダウンロードできます。また、令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については2次元コード②から確認することが出来ます。

2 化学物質管理者を選任していますか。

【解説】

令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。化学物質管理者の選任については、2次元コード③のQA No.2-1-1～2-1-10をご確認ください。

3 リスクアセスメント（RA）を実施していますか。

【解説】

リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。2次元コード④のQAも参照してください。

4 リスクアセスメント（RA）の結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

【解説】

法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。2次元コード④のQA Q12-1,12-2も参照してください。

5 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

【解説】

化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知し、労働者に教育や周知を行う必要があります。2次元コード⑤のQA Q15-1,15-2も参照してください。

6 リスクアセスメントの結果、リスク低減措置として保護具を使用する場合、保護具着用管理責任者を選任していますか。

【解説】

令和6年4月1日からリスクアセスメントの結果、リスク低減措置として保護具を使用する場合、保護具着用管理責任者の選任が必要となります。主な職務としては、保護具の適正な選択、適正な使用、保守管理となっています。選任については、2次元コード③のQA No.2-2-1～2-2-3をご確認ください。

① R7,R8(追加分)



② R9追加分



③ 新たな規制QA



④ RA関係 QA



⑤SDS関係 QA



化学物質情報の検索サイト等について

職場の安全を応援する情報発信サイト/ 職場のあんぜんサイト

▶ HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ

 労働災害統計

 労働災害事例

 各種教材・ツール

 化学物質

- [各種教材・ツール\(日本語\)](#) • [Learning Materials and Tools\(英語\)](#) • [各种教材、资料\(中国語\)](#)
- [Các loại giáo trình/công cụ\(ベトナム語\)](#) • [Iba't ibang materyales/kagamitan sa pagtuturo\(フィリピン語\)](#)
- [សម្ភារៈអប់រំផ្សេងៗនិងឧបករណ៍\(カンボジア語\)](#) • [Semua Materi & Sumber\(インドネシア語\)](#)
- [สื่อและสื่อการสอนประเภทต่างๆ\(タイ語\)](#) • [ဆက်သောကိရိယာများ\(ミャンマー語\)](#)
- [प्रत्येक किसिमको शिक्षण सामग्री, उपकरणहरू\(ネパール語\)](#)
- [Төрөл бүрийн сургалтын материал болон хэрэгсэл\(モンゴル語\)](#)
- [Materiales educativos y otras herramientas\(スペイン語\)](#)
- [Materiais e Ferramentas de Aprendizagem\(ポルトガル語\)](#) • [각종 교재 · 도구\(韓国語\)](#)



働く人 家族 企業

みんなが元気になる職場を創りましょう。



制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

開設期間：令和7年5月19日～令和8年3月18日

事業者のための化学物質管理無料相談窓口
(テクノヒル株式会社 化学物質管理部門)

電話 050-5577-4862

テクノヒル 相談窓口 検索

受付時間 平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

メールでのお問い合わせも受け付けています。

詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>



1 化学物質の性状に関連の強い労働災害の発生状況

事故の型	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
有害物等との接触	404	430	408	442	463
爆発	35	34	34	34	49
火災	95	34	30	36	30
合計	534	498	472	512	542

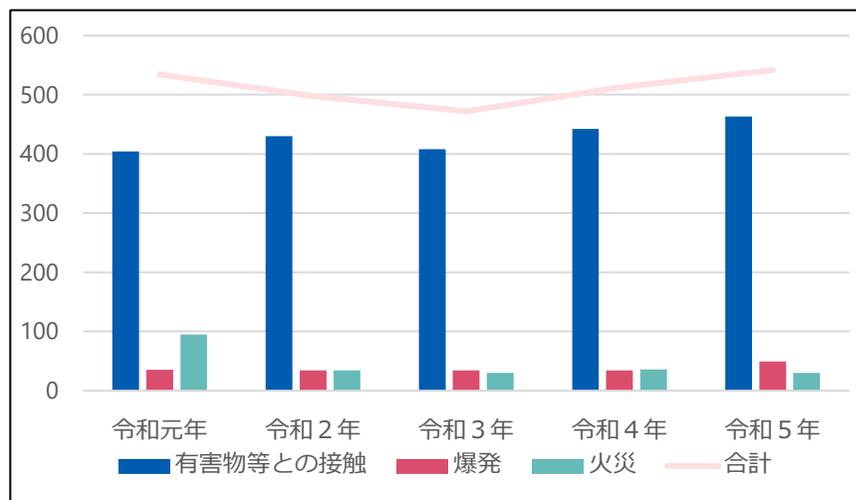
出典：労働者死傷病報告

化学物質と関連のある事故の型3つのうち、化学物質関係災害を抽出

化学物質の性状に関連の強い労働災害（事故の型が有害物等との接触、爆発、火災によるもの）は、直近10年間で、年間450件前後で推移しており、減少は見られない。

※ これに加え、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺癌を中心に年間約1,000人に達する。

化学物質関係災害の推移(全国)



2 有害物等との接触による労働災害の分析

化学物質の性状に関連の強い労働災害のうち、「有害物等との接触」による労働災害の3年分（令和元年から3年）の1,229件について、詳細な分析は次のとおり。

※なお、以下の詳細分析は、各年の統計作成時点後に行われたデータ修正を反映しているため、既に公表されている統計数値と比較して数件程度の差異がある。

(1) 業種別発生状況

・化学工業（131件）、金属製品製造業（107件）よりも**食品製造業（187件）、小売業・飲食店（計148件）**が多い。また、清掃・と畜業（107件）建築工事業・その他の建設業（計149件）など、**製造業のみならず第三次産業や建設業など幅広い業種で発生**している。

(2) 製品等別発生状況

・厨房やビルメンテナンスを中心に様々な業種で使用されている**洗剤・洗浄剤による労働災害が約3割（417件）**を占め、圧倒的に多い。また**消毒・除菌・殺菌・漂白**によるものも多い。

(3) 作業別発生状況

・製造作業中が1割程度であるのに対し、**清掃・洗浄作業中が約3割(382件)**、移し替え・小分け・交換・補充作業中(124件)、点検・修理・メンテナンス作業中(99件)がそれぞれ1割程度となっており、**非定常作業における労働災害が多い。**

3 労働災害の発生が多い業種における製品等別・作業別発生状況と災害事例

食料品製造業

- ・洗剤・洗淨剤による災害と消毒・除菌・殺菌・漂白による災害（計135件）が、大半を占める。
- ・作業別では、清掃・洗淨作業中の災害が99件と大多数。以降、移し替え・小分け・交換・補充作業中（21件）、その他作業中及び他作業の影響（各7件）と続く。

（洗剤・洗淨剤）

フライヤーの油洗淨をするため、薬品をスポンジに浸してこすって汚れを落とす作業をしていたところ、手袋着用のみで腕カバーをつけていなかったため、薬品が袖口から腕に伝わり火傷した。

脚立に上り天井や壁の油落とし(洗淨)作業をしている時に、油落とし洗剤が脚立にこぼれていたのに気が付かず、脚立に接している右足の制服の上から洗剤が染み込み、皮膚に直接接触してしまい、肌がただれおちる状態(薬傷)になった。

（消毒・除菌・殺菌・漂白）

午前中に使用した器具を消毒するための消毒液を調整する作業で、70リットルの水が入ったタンクに次亜塩素酸ソーダを計量カップで100cc入れたところ、液がはねて目に入った。保護眼鏡を着用していなかった。(角膜上皮びらん)

飲食店

- ・洗剤・洗淨剤による災害（36件）が6割近くを占め、以降、ガス（14件）、消毒・除菌・殺菌・漂白（6件）が続く。
- ・作業別では、清掃・洗淨作業中（26件）と移し替え・小分け・交換・補充作業中（18件）だけで7割以上を占める。

（洗剤・洗淨剤）

厨房のダクト清掃作業において、ダクト天井に業務用洗剤を噴霧していたところ、天井から洗剤の滴が直接左目に入り、角膜剥離と診断された。

キッチン内皿洗い場にて洗淨剤を用いた床の清掃作業において、ひざをついて作業をしたため、長ズボンを2枚重ねてはいていたが浸透して皮膚まで洗淨剤がしみてしまい負傷した。（化学熱傷・二次感染潰瘍）I

（移し替え・小分け・交換・補充）

厨房内の清掃後、洗剤の補充をする際、手が滑り、油脂洗剤スプレーヤー（ほぼ満タン状態）が床に落ち、跳ね返った洗剤を顔にかぶった。(角膜上皮欠損)

まとめ

- (1)**化学物質の改正は多岐にわたりますが、目的は災害を減らすことにあります。法令を守ることも重要ですが、大事なのは、事業場でどうしたら災害を防止することが出来るのか、安全に仕事出来るのか皆さんで考えることです。(自律的管理)
- (2)**事業場内でリスクアセスメント対象物（危険有害性のあるもの）をどこで使用しているのか確認してください。
- (3)**使用している物質の性質を確認して対応してください。
- (4)**今回は化学物質に特化して実施項目を掲げていますが、災害防止の基本は有害性と危険性についてリスクを低減することになります。
- (5)**皮膚障害や中毒以外に墜落・転落、機械への挟まれ、切れこすれ、転倒、やけど等の災害防止についてもこの機会に是非見直してください。
- (6)**災害防止活動に当たっては役割分担も必要です。管理者、責任者を中心に全員が参加した活動をお願いします。